

## 山梨県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）交付要綱

### 第1 趣旨

障害福祉サービス等が、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い障害者に対する接触を伴うサービスであり、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があることから、知事は、障害福祉サービス施設・事業所等を運営する法人等及びその職員等に対し、予算の範囲内において、交付金を交付し、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。（以下「規則」という。））に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- 1 この要綱において、「交付金」とは、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日付け厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知）及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）実施要綱（令和2年6月25日付け障発0625第2号・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき実施する事業に対して交付する交付金をいう。
- 2 この要綱において、「障害福祉サービス施設・事業所等」とは、別表1に掲げる施設・事業所等で県内に所在するものをいう。
- 3 この要綱において、「指定障害福祉サービス事業所」とは、別表1に掲げる指定障害福祉サービス事業所で県内に所在するものをいう。
- 4 この要綱において、「法人等」とは、障害福祉サービス施設・事業所等を運営する法人等をいう。
- 5 この要綱において、「障害慰労金事業」とは、国実施要綱3（4）に定めるところにより慰労金を給付する事業をいう。
- 6 この要綱において、「慰労金」とは、障害慰労金事業において給付する慰労金のことをいう。
- 7 この要綱において、「慰労金給付対象者」とは、別表3に規定する慰労金給付対象者をいう。
- 8 この要綱において、「障害支援金事業」とは、国実施要綱3（1）および（3）に定めるところにより支援金を交付する事業をいう。
- 9 この要綱において、「支援金」とは、障害支援金事業において交付する支援金のことをいう。
- 10 この要綱において、「支援金対象事業者」とは、別表4に規定する支援金対象事業者をいう。

### 第3 実施主体

国実施要綱に基づき実施する事業の実施主体は、県とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

### 第4 交付の対象及び交付額等

障害慰労金事業の交付対象及び交付額等は、別表2及び別表3のとおりとする。

障害支援金事業の交付対象事業者及び交付額等は、別表2及び別表4のとおりとする。

### 第5 交付申請

交付金の交付を受けようとする者は、知事に対し、交付を申請しなければならない。

- 1 交付金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）

障害慰労金事業に係る交付金の交付については、法人等が、当該法人等が運営する障害福祉サービス施設・事業所等に係る慰労金給付対象者から慰労金の請求及び受領に関する権限の委任を受け、知事に申請するものとする。ただし、慰労金給付対象者が現に障害福祉サービス施設・事業所等に勤務していない場合であって、当該障害福祉サービス施設・事業所等を運営する法人等から申請することが困難なときは、当該慰労金給付対象者が知事に申請するものとする。

障害支援金事業に係る交付金の交付については、法人等が、当該法人等が運営する指定障害福祉サービス事業所に係る、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費に対し、別表5に定める基準額の範囲内において知事に申請するものとする。

## 2 提出書類

### (1) 法人等による申請の場合

ア 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書（様式第1号）

イ その他別に定める書類

### (2) 法人等以外の者による申請の場合

ア 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障害分）個人用申請書（様式第2号）

イ その他別に定める書類

## 3 提出期限

別に定める日

## 第6 交付の決定

- 1 知事は、第5の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、交付金の交付の決定又は不交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付の決定をしないことができる。

## 第7 交付の条件

規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- 1 事業の内容を変更しようとする場合は、変更計画承認申請書（様式第3号）に別に定める書類を添えて、知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、交付金の増額を伴わないものはこの限りでない。
- 2 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 3 事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかななければならない。

## 第8 交付申請の取下げ

申請者は、交付金の交付の申請の取下げをしようとする場合は、交付の決定の通知を受領した日から20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

## 第9 実績報告及び交付金の精算

交付対象法人等は、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに次に定める書類を知事に提出し、事業実績及び精算額を報告し、概算払で受けた交付金の精算をしなければならない。

- 1 別に定める実績報告書
- 2 その他別に定める書類

## 第10 交付金の額の確定等

### 1 法人等による申請の場合

知事は、事業の完了又は廃止に係る事業の実績の報告を受けた場合においては、第9に規定する書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る事業の成果が交付金の

交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象法人等に通知するものとする。

2 個人による申請の場合

知事は、交付金の交付の決定の際に交付額を確定し、申請者に通知するものとする。

第11 交付金の交付

1 法人等による申請の場合

知事は、交付金の交付に当たっては、第6の1の規定により決定した額を概算で交付するものとする。

2 個人による申請の場合

知事は、第10の2の規定により確定した額の交付金を交付するものとする。

第12 交付の決定の取消し

1 知事は、交付対象者が次のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付金の他の用途への使用をしたとき。

(2) 事業に関し交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(4) 規則第5条の2各号のいずれかに該当するとき。

2 1の規定は、交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付対象者に通知するものとする。

第13 交付金の返還

1 知事は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、交付対象者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、交付金の返還を命じたときは、交付対象者に通知するものとする。

第14 加算金及び延滞金

1 交付対象者は、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における1の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 交付対象者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、1及び3の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

5 交付対象者は、4の申請をしようとする場合には、当該交付金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

6 知事は、加算金又は延滞金の免除をしたときは、交付対象者に通知するものとする。

#### 第15 消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）を速やかに、遅くとも事業の完了の日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。なお、交付対象者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- 2 知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

#### 第16 法人等の責務

法人等は、交付金の交付に関する事務を適正に行うとともに、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な方法により取得し、適正な管理のための必要な措置を講じ、取得した目的の範囲で利用する等、適正な取り扱いをしなければならない。

#### 第17 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

##### 附 則

この要綱は、令和2年8月26日から施行し、令和2年度の交付金について適用する。

##### 附 則

この要綱は、令和2年11月4日から施行し、令和2年度の交付金について適用する。

別表 1 (第 2 関係)

障害福祉サービス施設・事業所等

| 区 分                  | 施設・事業所種別   |
|----------------------|--|
| 1 通所系サービス事業所         | 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 2 短期入所サービス事業所、障害者施設等 | 短期入所、施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設   |
| 3 訪問系サービス事業所         | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援  |
| 4 相談系サービス事業所         | 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援   |
| 5 地域生活支援事業等          | 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業                    |

注 1 共生型サービス、基準該当サービスを含む。

注 2 多機能型の場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。

指定障害福祉サービス事業所

| 区 分                  | 施設・事業所種別   |
|----------------------|--|
| 1 通所系サービス事業所         | 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 2 短期入所サービス事業所、障害者施設等 | 短期入所、施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設   |
| 3 訪問系サービス事業所         | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援   |
| 4 相談系サービス事業所         | 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援   |

注 1 共生型サービス、基準該当サービスを含む。

注 2 多機能型の場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。

別表 2 (第 4 関係)

| 事業の区分   | 対象経費            | 交付率    | 交付額        |
|---------|-----------------|--------|------------|
| 障害慰労金事業 | 慰労金及び手数料（振込手数料） | 10分の10 | 別表3に定めるとおり |
| 障害支援金事業 | 支援金             | 10分の10 | 別表4に定めるとおり |

## 別表3（第4関係）障害慰労金事業

### 1 慰労金給付対象者

(1) 慰労金の給付対象となる者は、次のア及びイに該当する者とする。

ア 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員。ただし、地域生活支援事業を実施する事業者であって、県における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所についても対象となる。

イ 次の(ア)及び(イ)に該当する職員

(ア) 障害福祉サービス施設・事業所等で通算して10日以上勤務した者。ただし、該当の有無に当たっては、次の点に留意すること。

a 「10日以上勤務」とは、障害福祉サービス施設・事業所等において勤務した日が、令和2年2月11日から同年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

b 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

(イ) 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者のほか、業務受託者の労働者として当該障害福祉サービス施設・事業所等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）

(2) 慰労金の給付は、医療機関や介護サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

### 2 給付額

(1) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員に対し、次のアからウまでの区分に応じ、当該アからウまでに定める額を給付する。

ア 訪問系サービス事業所において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 1人につき20万円

イ 訪問系サービス事業所以外の障害福祉サービス施設・事業等において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日）以降に勤務した職員 1人につき20万円

ウ ア及びイ以外の職員 1人につき5万円

(2) (1) 以外の障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員に対し、1人につき5万円を給付する。

### 3 振込手数料

法人等が慰労金給付対象者に慰労金を支払う際に発生する振込手数料については、その全額に相当する額を当該法人等に交付する。ただし、千円未満の額については切り捨てるものとする。

### 4 その他留意事項

慰労金は、所得税法（昭和40年法律第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。また、令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和2年法律第27号）に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることが禁止されている。

## 別表 4（第 4 関係）障害支援金事業

### 1 交付内容

(1) 障害支援金対象事業者は、障害支援金交付申請時点において山梨県または甲府市（基準該当は所在市町村）より、別表 1 に定める指定障害福祉サービス事業所の指定を受け、令和 2 年 4 月 1 日以降、現にサービスを実施する事業所とする。医療機関や介護サービス事業所・施設等を併設する事業所においても、それぞれの事業より申請できるものとする。

なお、複数の指定を受けている事業所については、それぞれの指定障害福祉サービス事業ごとに交付申請をすることができるが、多機能型の場合は 1 つの事業所・施設として取り扱い、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

(2) 障害支援金対象となる必要経費は、感染症対策を徹底した上で障害福祉サービス等を継続して提供するために必要となるかかり増し経費とし、令和 2 年 4 月 1 日以降、次の (ア) ～ (エ) に該当するものとする。

(ア) 感染症対策徹底支援事業（多機能型簡易居室の整備を除く）

すべての指定障害福祉サービス事業所において、感染症対策を徹底したうえで、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費。（経費の例は国実施要綱 3（1）③による）（イに定める経費を除く）

(イ) 感染症対策徹底支援事業（多機能型簡易居室の整備に限る）

アに定める経費のうち、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所における、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用。

(ウ) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

計画相談支援事業所及び相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所（以下「在宅サービス事業所」という。）が、指定障害福祉サービスの利用を休止していた利用者に対し、指定障害福祉サービス再開に向けた支援をおこなった際に要する費用。（具体的な取り組み内容は国実施要綱 3（3）①（ii）による）

(エ) 感染症対策徹底に向けた環境整備事業

在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所において、3 つの密を避けてサービス提供をおこなうために必要な環境整備に係る費用。（経費の例は国実施要綱 3（3）②（iii）による）

### 2 交付額

障害支援金の交付額は、国が定める基準額（別表 5）の範囲内とする。